

戦傷者の生活と行政支援

——1970年代岡山県における巡回相談事業の役割を中心に

山下 麻衣・藤原 哲也・今城 徹

はじめに

- 1 岡山県における一般身体障害者および戦傷病者に関する統計調査
- 2 岡山県における巡回相談事業の概要
- 3 巡回相談事業にみる戦傷者

おわりに

はじめに

戦傷者はいかなる生きづらさを抱えていたのか。本稿では、岡山県身体障害者更生相談所が実施した巡回相談に焦点を当て⁽¹⁾、戦傷者の生活実態の一端を検討する。具体的には、1970年代の資料を用い、戦傷者がこの機会を利用してどのような支援を求めたのか、また岡山県がそのニーズにどのように対応したのかを明らかにすることを目指す。

障害者福祉研究によれば、1960年の精神薄弱者福祉法制定から1981年の国際障害者年制定までの20年間は、高度経済成長期とその影響を受けた障害者福祉政策の発展期とされている（佐藤・小澤 2016：84）。岡山県では障害者福祉拡充施策の一環として1973年に岡山県立総合社会福祉センターが開設された。このセンターは、相談・判定・訓練の諸機能を一元化し、心身障害者の社会復帰と福祉問題の解決を目的として開設された施設であった（岡山県民生労働部 1972：1）。

岡山県立総合社会福祉センターは、1974年における組織改変により、「相談部」の一機構として、1953年に身体障害者福祉法に基づいて設置された岡山県身体障害者更生相談所（岡山県身体障害者更生相談所・指導所編 1964：1）を位置づけた。身体障害者更生相談所の業務は「巡回相談」として実施される場合もあった（児島 1974：56-61）。巡回相談とは、「更生」を目的として、「県の福祉事業の一部として、在宅の身体の不自由な人に対し、主だった市町村に関係者が出張し、地元係員と協力して、医療相談、義肢・補聴器などの支給、修理ならびに身体障害者手帳の交付などを行う」事業であった（恩賜財団岡山済生会総合病院編 1978：174）。

また巡回相談は、身体に障害を持つ地域住民全員に対して、それぞれが抱える生活上の困りごと

(1) 資料によって「巡回相談」、「巡回更生相談」という表記の違いがある。本論文では、「巡回相談」に統一する。また、統計資料の表記・団体名に関しては「戦傷病者」という表記を残した。

を相談する機会を提供しており、戦傷者もその対象に含まれた⁽²⁾。例えば、1980年における山口県の説明によると、巡回相談では、諸判定に要する診断に加えて、生活上の問題や、戦傷病者援護に関する相談にも応じていた（山口県身体障害者福祉センター・山口県身体障害者更生相談所編 1980：37）。のちに検討するように、1976年の岡山県においても巡回相談を利用する主体は障害児や戦傷病者を含む全ての身体障害者であった（岡山県 1977）。

史料の欠如のため、巡回相談を含めて、戦後日本における戦傷者を対象とした行政サービスの受容の動向を分析した研究は存在しない。先行研究においては、戦傷病者の権利獲得運動の成果としての単独法の成立過程が明らかになっている（植野 2005, 2006, 2007, 2009）⁽³⁾。「戦傷病者」として国家から補償を得た 1960 年代後半以降においては、日本傷痍軍人会が「会員の老令化と余命の短縮」という現実を踏まえ、会員とその家族からの要望で「援護福祉の向上」の実現を意図していたことも確認できる（奈良 1969：17）。そして、医療機関への入退院を繰り返した戦傷病者の存在（山下・藤原・今城 2021）、「治療の必要性」という戦傷者にとっての生きづらさ（山下 2023）、戦傷病者およびその家族の生活に関する労苦（中村 2017, 藤原 2014, 松田 2021, 山下・藤原・今城 2021）も明らかにされている。しかし、個別の戦傷者が行政に対して何を要望して生活を維持しようとしていたのかについて具体的に検討されていない。

医療相談を含む巡回相談は、身体障害者だけでなく、高齢化する戦傷者の要望にも応えようとした行政サービスであった。対象期間において戦傷者の数は減少していたものの、彼らの労苦を具体的に把握することは、戦争がもたらした社会的影響を深く理解する上で不可欠である。したがって、本研究では、岡山県を事例として、経済成長期における戦傷者の生活上の要望とその解決の程度について、巡回相談事業を通じて検討する。

1 岡山県における一般身体障害者および戦傷病者に関する統計調査

この節では、岡山県の巡回相談事業を具体化する前提として、同県が公表している一般身体障害者および戦傷病者に関する統計調査の分析から、1970 年代における戦傷者および戦病者の実態を把握する。

(1) 障害原因の変遷

岡山県民生労働部厚生課編（1972）によると、身体障害者手帳（身障手帳）を所持する者、手帳交付に相当する障害がある者を加えた「身体障害者手帳交付台帳登載数」は 36,639 名であった。このうち、調査票回収段階において、回答が「有効」と判断された障害児を含む身体障害者数は、男性 18,063 名、女性 10,792 名であった。そして、単一障害者 24,980 名のうち肢体不自由者が

(2) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（援護法、1952 年公布）の施行において、更生医療の給付および補装具の支給の事務は身体障害者福祉法の定める援護の実施機関に委任されていた（厚生省社会局 1954：337）。

(3) 戦傷者は戦傷病者戦没者遺族等援護法（1952 年）の公布によって国家からの援護を受ける権利を獲得し、その後の高度経済成長期に制定された戦傷病者特別援護法（1963 年）によって、対象範囲の拡大と給付内容の充実が図られ、本格的な支援体制が整備された（日本傷痍軍人会編 1967）。

表 1 障害の発生年別・障害原因（岡山県・1974 年）

障害発生時期	後天疾病				事故				先天異常		戦傷・戦病		合計（A）
	脳卒中 中風		脊髄 頸髄		交通事故		産業災害						
	人		人		人		人		人		人		
～1945	100	0.9%	211	2.0%	164	1.5%	720	6.7%	1,790	16.7%	1,630	15.2%	10,691
1946～1950	33	1.5%	61	2.8%	147	6.8%	119	5.5%	232	10.8%	119	5.5%	2,148
1951～1955	55	2.1%	76	2.9%	83	3.2%	229	8.7%	200	7.6%	53	2.0%	2,623
1956～1960	119	4.2%	74	2.6%	248	8.8%	202	7.2%	232	8.2%	26	0.9%	2,823
1961～1965	291	8.0%	74	2.0%	275	7.6%	514	14.2%	208	5.7%	79	2.2%	3,622
1966～1970	503	16.4%	88	2.9%	294	9.6%	541	17.6%	80	2.6%	0	0.0%	3,073
原因別合計	1,101		584		1,211		2,325		2,742		1,907		24,980

出所 岡山県民生労働部厚生課（1974）『岡山県における身体障害者（児）の実態——身体障害者（児）実態調査報告』、15 頁。

注 1 「後天疾病」「事故」「先天異常」については、それぞれの項目内で挙げられた障害原因のうちもっとも人数の多かったものを表示した。よって、上記表における障害原因別の人数合計は、表中（A）の人数とは一致しない。

2 「脊髄」「頸髄」については、「脊髄損傷」「頸髄損傷」を意味する。

3 各項目の「％」は、「各発生年における障害原因の合計人数（A）」のうち、各障害原因における人数が占める割合を示している。

14,310 名を占め、障害種別において最多であった（岡山県民生労働部厚生課編 1972：7，11）。

障害発生の時期別に発生原因を示した表 1 によれば、発生時期が 1945 年以前においては、障害原因としての「先天異常」および「戦傷・戦病」の割合が高かった。1950 年代以降においては、「戦傷・戦病」の割合が低下し、代わって、脳卒中・中風を含む「後天疾病」および交通事故・産業災害などの「事故」の割合が上昇した。すなわち、障害原因として「戦争」から、「加齢」および「高度経済成長による工業化の進展」への変化を確認できる。

（2）戦傷病者の特徴

1973 年 6 月末時点の岡山県居住の戦傷病者約 6,000 名中、1963 年制定の戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳（戦傷病手帳）の交付者は 3,895 名であった（岡山県民生労働部援護課編 1974：14）。このうちの 3,195 名が回答した岡山県民生労働部援護課編（1974）によると、回答者の中で戦傷病手帳と身障手帳の両方を持つ者は 1,493 名で、彼らの主な傷病および障害は「爆創・銃創」や「骨折」、療養傷病としての「内臓疾患」や「結核・カリエス」^{（4）}、「関節・上肢・下肢機能」の喪失・障害であった（岡山県民生労働部援護課編 1974：43-44，47-48，55-56）。

回答者の多くが 51 歳から 76 歳の中高年であり、多くが 2～4 名の家族を構成していた（岡山県民生労働部援護課編 1974：37-38，95-96）。また、回答者中の就業者 2,517 名のうち農業従事者が最も多く、次いで商業従事者や会社員が続いた（岡山県民生労働部援護課編 1974：67-68，71-72）。ただし平均月収でみると、3,195 名中 836 名（26.2％）が 30,000 円未満であり、これは 1976

（4） 回答者は「療養傷病」に関して、戦傷病者特別援護法による療養給付を受ける公務上の傷病に加えて、現在治療中の一般疾病についても答えている（岡山県民生労働部援護課編 1974：6）。

年時点の男性高卒初任給月額 77,000 円の 40%弱に相当する（岡山県民生労働部援護課編 1974, 21, 97-98）⁽⁵⁾。

調査における加齢を考慮した健康診断に関する項目によると、約 80%が「一般健康診断」を、約 50%が「外科検診」を受診していた（岡山県民生労働部援護課編 1974：21）。ただし後者については、手術などの外科的処置に対する恐怖や金銭的な不安から抵抗感を示す者が一定割合存在した⁽⁶⁾。

2 岡山県における巡回相談事業の概要

先に記したように、1970 年代の岡山県における巡回相談は岡山県身体更生相談所の管轄であった。各会場においては、岡山大学医学部附属病院をはじめとした同県の主要医療機関の医師団が来場者を診察し、その結果を基にセンター職員が判定書を作成した（岡山県 1977：1-5）。

ここで強調すべきは、1970 年代のほぼ全ての回の巡回相談が、身体障害者や身体障害児とともに、戦傷病者も対象に含めたことである。第 1 の理由は、身体障害者福祉法と戦傷病者特別援護法の更生医療と児童福祉法に基づく育成医療の実施機関の重複である。各法の対象は異なるが、障害に伴う困難の軽減や生活能力の回復を目指す点で同じであることから、派遣医師団は一度の巡回で身体障害者、身体障害児、戦傷病者の判定を行ったのである（佐藤 1968：11-12）。

第 2 の理由は、第 1 と関連するが、各分野医師で構成される医師団の編成が次第に困難になったことである。岡山県は、巡回更生相談実施の要望の高まりに反して「権威ある医師団」の編成の増加は困難であり、特に眼科専門医の手配が難しいことを報告していた（岡山県 1977：13）。岡山県では、医師団の充実した編成の維持が困難になる中、主な対象者である身体障害者に加え、人数の少ない身体障害児や戦傷病者も含めることで、巡回相談の総回数の増加を抑制しようとしたことがうかがえる。

戦後復興期から高度経済成長期における岡山県の巡回相談事業を主導したのは、各市町村に所在する福祉事務所および地方振興局であり、これらが会場の選定や参加人数の調整など同事業の円滑な実施のための環境を整えた。1956 年の開始当初は「小学校の体育館や役場の片隅を仕切って使うため、冬季は衣服をぬいでもらうのが気の毒なほどスキマ風に悩まされ、夏期は書類に記入した文字が汗でにじむようなことも少なくない」劣悪な環境にあった。しかしその状況も 1970 年代になると、公民館などの公共施設の整備と冷暖房設備の普及によって改善された（恩賜財団岡山済生会総合病院編 1978：174-175）。

巡回相談の利用者は戦後 20 年余りの間に大きく変化した。当初は、戦傷やその後遺症に悩む人々が多く、更生医療の判定が主要業務であったが、1978 年頃には交通事故や脳血管障害による片麻痺が大部分を占めるようになった。また、同事業が過疎地帯における高齢者医療の補完的役割を果たすようになると、利用対象者は戦傷者から広く身体障害を持つ地域住民へと拡大したのであ

(5) 「新規学卒者の初任給の推移」（独立行政法人労働政策研究・研修機構 HP, 2024 年 9 月 6 日閲覧）。

(6) 1953 年の京都府の調査によると、戦傷病者のうち、手術への恐怖などを内容とする「身体的事由」と、生活費の工面に関する不安を内容とする「経済的理由」により、更生医療を希望しない者が存在した（山下 2023：21）。

る（恩賜財団岡山済生会総合病院編 1978：174-175）。

3 巡回相談事業にみる戦傷者

（1）巡回相談事業の実施状況と内容

表 2 は 1977 年度の巡回相談の実施状況を示したものである。この年度に来場した戦傷者は 53 名

表 2 1977 年度岡山県巡回更生相談実施状況

実施順	実施年月	対象地	補装具 関連判定 のみ	予想の 来場者数 (A)	実際の 来場者数 (B)	B / A	対予想 100% 以上	対予想 50% 未満	来所 戦傷者 (C)	C / B	取扱件数 合計	取扱件数 うち 戦傷者	取扱件数 戦傷者 比率
1	1977.5	津山市	○	70	65	92.9%			2	3.1%	268	7	2.6%
2	1977.6	英田郡 大原町		125	82	65.6%			1	1.2%	374	7	1.9%
3		川上郡 備中町		50	75	150.0%	○		1	1.3%	356	4	1.1%
4		井原市		80	177	221.3%	○		2	1.1%	834	5	0.6%
5	1977.7	邑久郡 牛窓町		110	91	82.7%			1	1.1%	392	1	0.3%
6		高梁市		150	157	104.7%	○		2	1.3%	708	9	1.3%
7		新見市		100	71	71.0%			1	1.4%	326	5	1.5%
8		苫田郡 鏡野町		120	160	133.3%	○		1	0.6%	712	5	0.7%
9	1977.8	真庭郡 八束村		50	42	84.0%			1	2.4%	202	4	2.0%
10		勝田郡 勝北町		148	92	62.2%			0	0.0%	402	0	0.0%
11		吉備郡 真備町		60	50	83.3%			2	4.0%	239	8	3.3%
12	1977.9	笠岡市		120	89	74.2%			2	2.2%	400	8	2.0%
13		阿哲郡 神郷町		50	56	112.0%	○		1	1.8%	241	1	0.4%
14		勝田郡 勝田町		135	81	60.0%			1	1.2%	367	4	1.1%
15		津山市	○	70	27	38.6%		△	1	3.7%	123	2	1.6%
16	1977.10	久米郡 久米南町		100	104	104.0%	○		4	3.8%	474	11	2.3%
17		真庭郡 新庄町		50	50	100.0%	○		1	2.0%	214	1	0.5%
18		高梁市	○	50	10	20.0%		△	2	20.0%	37	9	24.3%
19		備前市		50	114	228.0%	○		1	0.9%	517	4	0.8%
20	1977.11	上房郡 北房町		50	77	154.0%	○		2	2.6%	312	6	1.9%
21		津山市		160	98	61.3%			5	5.1%	502	17	3.4%
22		赤磐郡 吉井町		120	116	96.7%			4	3.4%	412	17	4.1%
23	1977.12	浅口郡 鴨方町		70	56	80.0%			6	10.7%	209	21	10.0%
24		真庭郡 久世町		100	131	131.0%	○		4	3.1%	561	16	2.9%
25	1978.1	津山市	○	70	46	65.7%			5	10.9%	202	20	9.9%
1977 年度合計または平均				2,258	2,117	93.8%	10	2	53	2.5%	9,384	192	2.0%

出所 「昭和 52 年度身体障害者巡回更生相談実施計画表」（岡山県立総合社会福祉センター相談部（1978）『身体障害者（児童及び戦傷病者を含む）の巡回更生相談実施状況報告書』，1 頁），「昭和 52 年度巡回更生相談場所実施一覧表」（『同』，2 頁）。いずれも『戦傷病者巡回更生相談綴』（資料番号 1982 / 援護 / 0020 岡山県立記録資料館所蔵）に収録。

注 1 相談判定科目が「補装具のみ」以外の回は、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害についての判定と相談が行われる。

であり、実際の来場者 2,117 名の 2.5% と少ない。しかし、一般身体障害者と戦傷者の動向は重なるところが多く、また「はじめに」で触れた山口県や岡山県の事例からもわかるように、各地の巡回相談は身体障害者とともに戦傷者をその対象としていた。これは人数の多寡にかかわらず、巡回相談の全体像の把握が各地の戦傷者にとっての同事業の意義を考える上で不可欠であることを示している。

改めて表 2 から巡回相談の詳細を検討する。1977 年度は全 25 回実施されており、5 月の津山市から始まり、岡山県の周辺市町村を巡回し、1978 年 1 月の津山市で終了した。回数については、「巡回更生相談実施の要望は年ごとに高まって」きており、「身障者の福祉需要に応えるため」に 1976 年度から前年度よりも実施回数を増やした結果であった（岡山県立総合社会福祉センター 1977：13）。

1977 年度の対象地について、津山市と高梁市でそれぞれ 4 回と 2 回実施される一方、その他の町村は 1 回であった。比較可能な 1976 年度についてみると、5 月 20 日に年度内の 25 カ所の巡回対象地と訪問月が決定され、選定された町村は 1977 年度と全て異なっていた（岡山県 1976：1, 6）。このことから、町村居住の一般身体障害者や戦傷者が巡回相談を利用できた機会は数年に 1 回だったことが判明する。

「補装具関連判定のみ」の項が示すように、複数回実施された津山市や高梁市においては、一般身体障害者や戦傷者を対象とした各種判定と相談を行う回に加え、前者では 3 回、後者では 1 回、肢体不自由者向けに補装具の購入費や修理費の給付の要否や、補装具の適合具合のみを判定する回が設定されており、高梁市では相談数に占める戦傷者の割合が高かった。津山市では高梁市と同じ傾向が確認できないが、津山市では 3 回の実施により出席者が分散した可能性が高い。この点を考慮した上で、身体の一部を欠損した者が多かった戦傷者にとって、補装具のみの判定と相談を行う回は一般身体障害者よりも需要があったと推測できる。

岡山県は過去の実績に基づいて毎年度各会場の来場者数を予想していた。1977 年度の予想来場者数が 2,258 名だったのに対し、実際の来場者は 2,117 名であった。ただし予想来場者数に対する実来場者数は会場によって異なり、実来場者数が予想の 100% 以上であった回が 10 回、予想の 80% から 99% であったのが 6 回、これに対して実来場者数が予想の 50% 未満の回が 2 回であった。なお、この 2 回はいずれも補装具関連判定のみを行う回であった。実際の来場者が予想通りか、またはそれを上回った回が過半数であったことから判断すると、多くの一般身体障害者や戦傷者にとって、数年に一度実施される巡回相談は更生援護の該否が判定される場であるとともに、相談者自身の心身の不調やそれに伴う不安を相談できる機会でもあったと考えられる。

表 3 は 1977 年度の巡回相談の判定および相談を項目別に示したものである。判定および相談内容をみると、一般身体障害者と戦傷者ともに最も多かったのは X 線、視力および聴力検査の受診を示す「身体検査」であり、次いで更生医療給付の該否を判定する「更生医療給付」であった。

「身体検査」が最も多い理由は、更生医療給付や補装具支給および修理の要否、また身障手帳交付の可否の判定には、厚生省指定の医療機関の医師（指定医）による診断書が必要だったからである。「身体検査」と「更生医療給付」の構成比から判断すると、一般身体障害者と戦傷者にとって、身体検査と更生医療給付判定は基本的に対であったと考えられる。その他の特徴として、戦傷者で

表 3 1977 年度巡回更生相談における判定および相談内容

		1977 年度		
		総数	うち 一般身障者	うち 戦傷者
判定合計（件）		6,736	6,612	124
構成比			98.2%	1.8%
内容構成比	更生医療給付	28.9%	28.9%	29.8%
	補装具支給・修理	17.5%	17.3%	27.4%
	心理・職能	0.3%	0.3%	0.8%
	身体検査	30.8%	30.9%	30.6%
	手帳診断	22.4%	22.6%	11.3%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%
相談合計（件）		2,632	2,565	67
構成比：戦傷者			97.5%	2.5%
内容構成比	更生医療	60.7%	61.7%	23.9%
	補装具	33.6%	32.7%	68.7%
	職業	0.5%	0.5%	
	施設	0.2%	0.2%	
	生活	0.5%	0.5%	
	年金	4.2%	4.2%	3.0%
	他	0.3%	0.2%	4.5%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%

出所 「昭和 52 年度巡回更生相談実施障害別一覧表」（岡山県立総合社会福祉センター相談部（1978）『身体障害者（児童及び戦傷病者を含む）の巡回更生相談実施状況報告書』，3 頁）。本資料は『戦傷病者巡回更生相談綴』（資料番号 1982／援護／0020 岡山県立記録資料館所蔵）に収録。

注 1 「判定合計」の数値は資料中の「判定内容」から「その他の判定」を除いた数値。

2 「判定内容」中の「検査判定」の数値は X 線検査，視力検査，聴力検査の合計。

は「更生医療給付」に次いで「補装具支給・修理」が一般身体障害者よりも高くなっている。これは既に指摘したように，戦傷者にとって補装具関連判定のみを行う回の需要が一般身体障害者を対象とした回の需要よりも高かったことと関係していたといえよう。

次に相談内容についてみると，一般身体障害者では更生医療に関する相談が最も多く，次いで補装具に関するものであった。逆に，戦傷者では補装具に関する相談が最も多く，次に更生医療に関連する内容であった。また，年金に関する相談は総数のうち 3% から 4% 強あった。なお，戦傷者による職業，利用可能な施設，生活面での相談はなかった。

表 4 は 1977 年度における更生相談の各項目の判定結果を示したものである。各種判定の前提である「身体検査」の判定をみると，来場した一般身体障害者 2,064 名中の 2,040 名（98.8%），戦傷者 53 名中の 38 名（71.7%）と来場者の大半が身体検査を受けていた。

「更生医療給付」判定は更生医療給付の該否の判定を示しており，1977 年度では 1,911 名（92.6%）の一般身体障害者，37 名（69.8%）の戦傷者がこの判定を受けた。しかし，この判定による給付決定者は一般身体障害者と戦傷者ともに 3% 未満と低率であり，給付が認定されることはほとんどなかった。給付が必要と判定されたのは，初めて給付が認められた者，既認定の障害の悪化またはそれに関連した疾病の罹患が確認できた者のいずれかであったと推測される（岡山県 2023：53，55）。

表 4 1977 年度巡回更生相談の判定結果

判定項目		1977 年度		
		総数	うち 一般身障者	うち 戦傷者
判定項目	来場者数	2,117	2,064	53
	構成比		97.5%	2.5%
更生医療 給付	必要（人）	45	44	1
	不要（人）	1,903	1,867	36
	合計（人）	1,948	1,911	37
	合計／来場者数	92.0%	92.6%	69.8%
	必要／合計	2.3%	2.3%	2.7%
補装具	支給：必要（人）	503	488	15
	：不要（人）	93	93	
	：合計（人）	596	581	15
	修理：必要（人）	193	179	14
	：不要（人）	5	5	
	：合計（人）	198	184	14
	適合判定（人）	383	378	5
	判定合計（人）	1,177	1,143	34
	判定合計／来場者数	55.6%	55.4%	64.2%
	支給合計／判定合計	50.6%	50.8%	44.1%
	支給必要／支給合計	84.4%	84.0%	100.0%
	修理合計／判定合計	16.8%	16.1%	41.2%
	修理必要／修理合計	97.5%	97.3%	100.0%
	適合判定／判定合計	32.5%	33.1%	14.7%
心理・職能	判定（人）	22	21	1
	判定／来場者数	1.0%	1.0%	1.9%
身体検査	検査（人）	2,078	2,040	38
	検査判定／来場者数	98.2%	98.8%	71.7%
手帳診断	診断書：交付（人）	690	682	8
	：必要（人）	25	25	
	不可（人）	571	566	5
	その他（人）	225	224	1
	合計（人）	1,511	1,497	14
	手帳診断／来場者数	71.4%	72.5%	26.4%
	診断書交付・必要／合計	47.3%	47.2%	57.1%
	手帳診断不可／合計	37.8%	37.8%	35.7%

出所 「昭和 52 年度巡回更生相談実施障害別一覧表」（岡山県立総合社会福祉センター相談部（1978）『身体障害者（児童及び戦傷病者を含む）の巡回更生相談実施状況報告書』，3 頁）。本資料は『戦傷病者巡回更生相談綴』（資料番号 1982／援護／0020 岡山県立記録資料館所蔵）に収録。

注 1 1 人で複数の判定を受ける場合があるので，各判定項目の累計人数と実人数で示された来場者数は一致しない。

2 「補装具」の「判定合計」は「支給合計」「修理合計」「適合判定」の合計人数。

3 「身体検査」は X 線・視力・聴力の検査を受けた人数。

補装具の支給または修理にかかる費用給付の要否を判定する「補装具」に関する判定については，一般身体障害者と戦傷者ともに来場者の 55% から 65% が受けており，割合として肢体不自由の戦傷者が一般身体障害者よりも多かったことから，戦傷者の構成比が一般身体障害者よりも高く

なっていた。補装具の支給および修理のいずれにおいても判定を受けた者のほぼ全員が認定されており、一般身体障害者の場合は支給が84.0%，修理が97.3%，戦傷者の場合は両方とも100%であった。なお補装具の「適合判定」とは、支給または修理された補装具が対象者に適合しているか否かを判定するものであった（岡山県 2023：23）。

「手帳診断」判定は身障手帳の交付申請時に必要な指定医による診断書交付の要否を決める判定であった。来場者に占める「手帳診断」判定を受けた者の割合は一般身体障害者が72.5%と戦傷者の26.4%よりも高かった。これは、次項でみるように、戦傷者の多くが既に戦傷手帳を所持していたこと、その中には、何らかの理由で身障手帳を取得しない者が含まれたことが考えられる。「手帳診断」判定を受けた者のうち、一般身体障害者の47.2%，戦傷者の57.1%は診断書が交付される、または必要と認定されており、これらの者が身障手帳申請の資格を得たのである。

（2） 戦傷者の相談内容と県職員の指導

岡山県記録資料館所蔵の『戦傷病者巡回更生相談綴』からは、岡山県における1976年度は22名、1977年度は49名の戦傷者について、本人またはその家族および傷痍軍人会担当者や自治体職員からの相談内容と、それに対するセンター職員の指導内容が判明する。表5-1と表5-2はそれぞれの年度における彼らの履歴と相談内容を整理したものである。両年度とも情報に精粗があり、1976年度では相談内容とそれへの指導以外の情報の詳細について把握が困難であった。しかし、1977年7月末から報告書の様式が統一され、個人情報の詳細が把握できるようになった。

相談時の戦傷者の年齢をみると、相談時の平均年齢が60歳代前半であったことから、彼らの多くが30歳代前半で終戦を迎えたと想定される。また、その中には当時の平均寿命である71歳を超えた高齢者も散見された。

次に、情報の精度を考慮して1977年度の手帳の所持状況をみると、戦傷手帳と身障手帳の両方を所持する者が49名中3名（6.1%）、戦傷手帳のみ所持する者が21名（42.9%）、身障手帳のみ所持する者が3名（6.1%）であった。また「恩給」の項目から、1976年度について相談時点では普通恩給のみ受給していたNo.16とNo.19、1977年度のNo.16と、款症見込の裁定を得たが恩給証書が届かないと相談に来た1976年度のNo.22を除き、款症以上の者全員が戦傷手帳を所持していた。

相談項目では、両年度で多少異なるものの、恩給や年金、戦傷手帳や身障手帳に関する相談が主であり、1977年度では相談の42.9%が恩給または年金に関するものであった。具体的には、恩給法に基づく傷病恩給や、1971年から太平洋戦争以後の職務関連で障害を負った旧軍人が受給可能となった特例傷病恩給、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金および遺族年金に関するもの、また、公務上の傷病に対する療養給付や公共交通機関運賃割引が利用できる戦傷手帳の取得方法についてであった。

恩給や年金および両手帳に関する内容を検討する前に、その他の相談内容について見ておく。1976年度のみ項目である「等級変更」について、両方の手帳を持つNo.3とNo.9は、身体障害者福祉法の定める障害程度と照らし合わせて、現在よりも重症の等級に変更して欲しいと申し出ていた。このうち、恩給法において最も重症な特項症であったNo.3は、自身の障害程度を現在の2級から1級に変更することを申し立てた。No.3の具体的な障害は不明だが、現状よりも手厚い支

表 5-1 1976・1977 年度巡回更生相談における戦傷者の相談内容（1976 年度分）

開催年月	人物	年齢		所有手帳	恩給		相談内容							戦傷者本人以外の相談
		No.	相談時 (1945年)	戦傷 身障	傷病 等差	受給	等級 変更	療養 給付	治療 診察	恩給 年金	戦傷 手帳	身障 手帳	その他	
1976 6	1								○	○			○	
	2			○					○					
	3			○	項症	○	○							
	4												○	○ (郡戦傷支部担当者)
	5			○					○					○ (郡戦傷支部担当者)
	6												○	○ (郡戦傷支部担当者)
	7												○	○ (センター職員)
	8	66	35						○					○ (家族)
	9			○			○					○	○	
	10							○						
	11							○						
1976 7	12									○				○ (戦傷病者相談員)
	13												○	
	14	58	27							○				○ (家族)
	15	68	37	○	目症	○			○					
	16	58	27			○ (普恩)					○			
	17	55	24							○				
1976 8	18				目症	○					○			
	19	60	29			○ (普恩)					○			○ (自治体職員)
	20				目症						○			
	21				目症						○			○ (自治体職員)
1976 10	22				款症 (見込)					○				
平均年齢		61	30	戦傷 身障 (件)		受給 (件)	等級 変更 (件)	療養 給付 (件)	治療 診察 (件)	恩給 年金 (件)	戦傷 手帳 (件)	身障 手帳 (件)	その他 (件)	戦勝者本人以外の 相談 (件)
最若年		55	24	5		3	2	2	5	5	5	1	6	6
最高齢		68	37	22.7%		13.6%	9.1%	9.1%	22.7%	22.7%	22.7%	4.5%	27.3%	27.3%

出所 『戦傷病者巡回更生相談綴』（岡山県立記録資料館所蔵）より作成。

注 1 1976 年 8 月 5 日は補装具申請・修理のみの回。

2 「手帳所有状況」において、網掛けの No.10 と No.11 は戦傷病者特別援護法による療養給付の受給を申し立てたが、資料から受給の事実を確認できなかったため、戦傷病者手帳を所有していないと判断した。同じく網掛けの No.5 は資料から戦傷者であることは確認できるため、少なくとも戦傷病者手帳は所有すると判断した。その他の者は資料から戦傷病者手帳と身体障害者手帳の両方の所持が確認できた。

3 No.1 の「恩給・年金」の相談は戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金に関するものだったため網掛けで強調した。それ以外の「恩給・年金」の相談は恩給に関するものであった。

表 5-2 1976・1977 年度巡回更生相談における戦傷者の相談内容（1977 年度分）

開催年月		人物	年齢		手帳所有状況			恩給		相談内容							戦傷者本人以外の の相談	
年	月	No.	相談時	終戦時 (1945 年)	戦傷 身障	戦傷 のみ	身障 のみ	傷病 等差	受給	療養 給付	治療 診察	恩給 年金	戦傷 手帳	身障 手帳	その他			
1977	5	1	60	28		○		款症	○		○				○		○ (家族)	
		2	62	30								○		○				
	6	3	65	33	○			款症	○		○							
		4														○		
		5	69	37										○	○			
		6	61	29		○		款症→ 目症	○		○				○			
		7	64	32										○				
		8	61	29	○			項症	○				○					
1977	7	9	57	25								○						
		10											○					
	11											○						
	12											○						
	13	71	39			○							○					
	14	68	36											○	○			
	1977	8	15				○				○				○	○		
16			53	21						○ (普恩)			○			○	○ (家族)	
17																○	○ (家族)	
18														○				
1977	9	19	75	43									○					
		20	63	31	○	○					○							
		21												○				
1977	10	22	56	24		○		項症	○								○	
		23	70	38		○											○	
		24	57	25		○		款症	○				○					
		25				○					○							
		26											○					
		27	70	38		○										○		
		28	68	36		○					○							
		29	60	28		○		款症	○					○				
		30	64	32		○					○							
		31	57	25													○	○ (家族)
1977	11	32	73	41		○											○	
		33	68	36		○		目症	○								○	○ (家族)
		34	68	36		○		款症	○				○					
		35	62	30		○		目症					○				○	
		36	64	32		○		目症					○					
		37	51	19		○			○							○		
		38	77	45										○	○			
		39	65	33										○			○	
		40	74	42										○				
		41	74	42			○							○				
		42	74	42			○										○	
		43	76	44		○		款症	○				○					
		44	68	36		○											○	
		45	56	24		○		目症			○							
1977	12	46											○				○ (援護担当職員)	
		47											○				○ (援護担当職員)	
		48	60	28									○		○			
		49	55	23										○				
平均年齢			65	33	戦傷 身障 (件)	戦傷 のみ (件)	身障 のみ (件)		受給 (件)	療養 給付 (件)	治療 診察 (件)	恩給 年金 (件)	戦傷 手帳 (件)	身障 手帳 (件)	その他 (件)	戦傷者本人以外 の相談 (件)		
最若年			51	19	3	21	3		11	6	3	21	9	8	12	7		
最高齢			77	45	6.1%	42.9%	6.1%		22.4%	12.2%	6.1%	42.9%	18.4%	16.3%	24.5%	14.3%		

出所 表 5-1 と同じ。

注 1 1977 年 5 月 26 日、10 月 24 日、1978 年 1 月 27 日は補装具申請・修理のみの回。また、1977 年 11 月 11 日は地域集会での開催。

2 1977 年度において「等級変更」の相談はなかった。

3 「手帳所有状況」について、網掛けの No.15、No.20、No.25 は、資料からは確認できないが、戦傷病者特別援護法による療養給付を受けていることから、戦傷病者手帳所持者と判断した。

4 「恩給・年金」の項の網掛け箇所は戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金や遺族年金に関する相談、それ以外は恩給に関する相談である。

援を要望したことになる。このケースでは、センター職員は当人に対して、症状の程度を医師に確認の上、町役場担当者に相談して手続きを進めるよう指導した。

兩年度で8件の戦傷病者特別援護法に基づく「療養給付」について、療養給付の事実が確認できない1976年度のNo.10を別として、1976年のNo.11と1977年のNo.20およびNo.45は、その他4件と異なり、本人の申立の一部または全部が不認定となった事例である。このうちその申立の一部が不認定となったNo.20は、盲管銃創と外傷性神経痛により公傷と認められた戦傷手帳を所有し、その治療のための療養給付を既に受給していた。しかし同人は、この認定では現在の症状を治療できないため、治療可能となるように傷病名を変更して欲しいと申し立てた。これに対してセンター職員は、公傷名の変更は不可なので、現症状の治療については特別援護法ではなく身体障害者福祉法に基づく支援を担当部署に相談するよう指導した。

「治療・診察」だけを相談しているのは1976年度にNo.2, No.5, No.8, No.15の4件、1977年度にNo.3の1件である。このうちNo.2とNo.3は、先と同じく、特別援護法よりも身体障害者福祉法による支援を受けるよう指導された。No.5については郡の戦傷病者担当部署職員からの問い合わせであり、No.5が希望する、公傷に起因する症状改善のための奥歯の治療の可否であった。これに対してセンター職員は、奥歯の状態と現在の症状の因果関係はないため、特別援護法による療養支援は不可と回答していた。ところで、No.15は元海軍軍人であり、自身が望む心臓治療について戦傷病者相談員に相談するようにセンター職員から指導を受けたが、この人物は傷痕軍人会支部長と身体障害者分会長を兼務していた。このような人物が戦傷病者に対し、従来の援護に加えて、身体障害者福祉法による支援も受けられる可能性があることを周知する役割も担っていたと推測される。

恩給や年金、各種手帳に関する相談では、症状の悪化や固定化による等級変更の請求のほか、指定医から公傷認定を受けて、新たに恩給や年金の受給資格や手帳の交付を得たいとする申立が多かった。しかしこれらについては、医師の診断の結果受給や交付の資格がないと判断される事例や、医師の診察以前に、恩給などの判定の前提となる受傷記録がなく、申立に根拠がない事例もあった。

根拠がない事例として、例えば、1977年度のNo.48について、同人は当初身障手帳請求のための受診を目的に来場したが、戦場で軍用トラックに足を轢かれたことが原因で10年前から歩行困難になったとして傷病恩給申請を申し出た。これに対して職員は相談者に請求方法を指導したが、同人の受傷事実が県の資料から確認できなかった。その上で県援護課は町住民課に、相談者が申し立てた受傷の記録がないこと、本人の請求は拒めないと前置きした上で、恩給申請には受傷の正式な証明、受傷から現在までの症状経過を示す書類、通院履歴または医師診断書と恩給診断書の原本、さらに指定医療機関での診断書といった一連の証明書が必要であることを通知していた。来場した戦傷者の中には年金である傷病恩給の受給を請求する者も少なくなかったが、この事例は県がその請求を却下する場合の典型的な対応を示すものといえる。

一方で、戦傷者自身が戦傷手帳の交付を頑なに拒否する事例もあった。1976年度のNo.19は既に普通恩給を受給していたが、担当者からの再三の働きかけによっても、手帳交付に必要な診察を受けなかった。そこで、本人の参加を強く促すために町役場職員が無料の巡回相談の受診手続きも

取ったが、やはり会場に現れなかった。同人は翌年の巡回相談でも、役場職員と町会議員の説得に応じず、診察を受けなかった。この事例から、戦傷者の中には何らかの理由で公的支援を忌避する者がいたこと、他方、県は確実に支援の対象となる者に対してできる限り働きかけたことがわかる。

最後に、巡回相談は戦傷者本人やその家族からの相談を受ける場であるとともに、戦傷病者を担当する地方部局から戦傷病者関連業務についての相談を受け、その解決に向けた指導や仲介を行う場でもあった。その一例として、郡が同地担当の戦傷病者相談員について県に申し入れをした事例をみておきたい。1976年6月の巡回相談において、郡役場で戦傷病者関連事務の担当であったNo.4は、郡内で戦傷病者に対応する相談員Aについて（1）Aは現在体調不良で休職中の正規相談員Bの職務を代行しているが、Aの経験不足が原因で戦傷病者への対応が停滞してしまっている。しかし一方で（2）Aは代行ゆえに手当がないため、関係する講習会などに自己負担で出席せざるを得なくなっていると報告した。その上で、このような状況を解消して相談事業を円滑に進めるために、Bに代えて正規相談員をAに委嘱するよう県に申し入れた。これに対して県は、AとBの話し合いによる解決を重視するとしつつ、No.4に県傷痍軍人会会長を紹介し、この人物と相談しながら解決法を探るように提案した。この事例は、行政にとって、戦傷病者関連団体との連携が戦傷者に対する各般の公的支援を行う上で重要であったことを、間接的に示すものといえる。

おわりに

戦傷者にとって高度経済成長期は、戦争の記憶が薄れつつある社会において、戦争や加齢に起因する心身の困難に直面しながら、生活上の課題に対処せねばならない時期であった。岡山県の戦傷者たちは、広く身体に障害を持つ人々を対象とした巡回相談事業を、定期的に必要な補装具の交換や修理を求める機会としてだけでなく、加齢によりさらに必要となった医療支援や経済的支援を要望する機会として捉えていた。これに対して管轄部局は、戦傷者が抱える特殊な事情を理解し、県傷痍軍人会や戦傷病者相談員などと連携を図りながら、彼らの多岐にわたる問題解決に取り組んだ。

支援の実施にあたっては、一般身体障害者と異なり、彼らの相談内容が戦傷に起因するか否かが問題となった。戦傷者は健康面や経済面の問題があくまでも戦傷に起因すると主張して支援を求めた。しかし実際は、戦傷と関係のない、高齢化や加齢によって顕在化したと考えられる問題も含まれていた。このことを踏まえて、当局者は事実と照合して申立内容の妥当性を判断し、要望された支援の該否を決めたのである。また、巡回相談は戦傷者と関係する地方部局からの要望を受け付ける窓口としても機能していた。これは行政による戦傷者やその家族に対する支援の円滑化に一定の役割を果たしたと考えられる。

本稿では、（1）1970年代の巡回相談事業が一般の身体障害者施策に戦傷者を組み込んで実施され、同事業が戦傷者にとって高齢化がもたらす新たな問題に対応する場となっていたこと、（2）同事業を通じて、岡山県が県傷痍軍人会や戦傷病者相談員と緊密な関係を維持しつつ、戦傷病者が抱える生活上の問題に対して現実的な解決策を見出そうとしていたことが明らかになった。（2）につ

いては、立場を変えると、戦傷病者関係団体は、顕在化しつつあった会員の高齢化とそれに伴う健康および経済問題について、行政と連携しながら対応しようとしていたことを示すものである。本稿の検討結果は、戦傷者支援の歴史的意義の再評価に寄与するとともに、戦後日本の障害者福祉史に新たな視点を提供するものとなっている。

(やました・まい 同志社大学商学部教授)

(ふじわら・てつや 福井大学学術研究院医学系部門教授)

(いまじょう・とおる 阪南大学経済学部准教授)

補遺：本研究はJSPS科研費 JP19H00540, JP20H01308 の助成を受けたものである。なお、「はじめに」および「1」は山下、藤原、今城、「2」は山下、「3」は今城、「おわりに」は藤原、山下、今城が担当した。

謝辞：岡山県立記録資料館には、2022年11月26日における史料閲覧に際して、大変お世話になりました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。また、本論文の執筆にあたり、貴重なご助言と建設的なご批判を賜りました匿名査読者の皆様に、心より感謝申し上げます。頂戴したご意見は、論文の内容を一層深めるうえで大変有益でありました。ここに深く御礼申し上げます。

【参考文献】

- 植野真澄 (2005) 「「白衣募金者」とは誰か——厚生省全国実態調査に見る傷痍軍人の戦後」『待兼山論叢』39, 日本学篇, 31-60 頁
- (2006) 「戦後日本の傷痍軍人問題——占領期の傷痍軍人援護をめぐる」『民衆史研究』71, 3-12 頁
- (2007) 「「傷痍軍人」をめぐる研究状況と現在」『戦争責任研究』55, 日本の戦争責任資料センター, 64-70 頁
- (2009) 「戦傷病者戦没者遺族等援護法の立法過程の考察——木村文書に見る厚生省関係資料について」『東京社会福祉史研究』3, 51-76 頁
- 岡山県 (1976) 『昭和 51 年度身体障害者巡回更生相談実施打合せ』（『戦傷病者巡回相談綴』資料番号 1982 / 援護 / 0020 岡山県立記録資料館所蔵）
- (1977) 『昭和 51 年度身体障害者（児童及び戦傷病者を含む）巡回更生相談実施要綱』（『戦傷病者巡回相談綴』資料番号 1982 / 援護 / 0020 岡山県立記録資料館所蔵）
- (2023) 『身体障害者更生相談所知的障害者更生相談所事務ハンドブック令和 5 年 4 月』。
- 岡山県身体障害者更生相談所・指導所編 (1964) 『[岡山県身体障害者更生相談所・指導所] 10 年のあゆみ』岡山県身体障害者更生相談所・指導所
- 岡山県立総合社会福祉センター (1977) 『事業概要 昭和 51 年度』（『戦傷病者巡回相談綴』資料番号 1982 / 援護 / 0020 岡山県立記録資料館所蔵）
- 岡山県民生労働部 (1972) 『岡山県総合福祉センター建設整備基本計画』岡山県民生労働部
- 岡山県民生労働部援護課編 (1974) 『戦傷病者の実態 昭和 49 年 5 月』岡山県民生労働部
- 岡山県民生労働部厚生課編 (1972) 『岡山県における身体障害者（児）の実態』岡山県民生労働部厚生課
- 恩賜財団岡山済生会総合病院編 (1978) 『岡山済生会総合病院四十年史』日本文教出版株式会社
- 厚生省社会局 (1954) 『身体障害者福祉法令通知集』厚生省社会局
- 児島美都子 (1974) 『身体障害者福祉（増補版）〈社会事業新書〉』増補版第 5 刷, ミネルヴァ書房
- 佐藤久夫・小澤温 (2016) 『障害者福祉の世界 第 5 版』有斐閣アルマ
- 佐藤良正「国保関連制度の開設 (6) 更生医療」国民健康保険中央会『国民健康保険』1968 年 9 月号, 11-12 頁

- 奈良栄三（日本傷痍軍人会常務理事）「日本傷痍軍人会」鉄道身障害者福祉協会編（1969）『リハビリテーション』119, 鉄道身障害者福祉協会, 16-17 頁
- 中村江里（2017）『戦争とトラウマ——不可視化された日本兵の戦争神経症』吉川弘文館
- 日本傷痍軍人会編（1967）『日本傷痍軍人会拾五年史』日本傷痍軍人会
- 藤原哲也（2014）「第7章 戦争と障害者の家族——傷痍軍人の妻の視点からの戦後史」山下麻衣編『歴史のなかの障害者』法政大学出版局, 277-317 頁
- 松田英里「第2章 戦傷／戦病の差異に見る「傷痍軍人」」吉田裕編（2021）『戦争と軍隊の政治社会史』大月書店, 40-63 頁
- 山口県身体障害者福祉センター・山口県身体障害者更生相談所編（1980）『業務概要 昭和54年度』山口県身体障害者福祉センター
- 山下麻衣・藤原哲也・今城徹（2021）「矜持と労苦——傷痍軍人とその妻の戦後経験」『障害史研究』2巻, 九州大学大学院比較社会文化研究院, 79-97 頁
- 山下麻衣（2023）「戦傷病者戦没者遺族等援護法と更生医療——戦後復興期の京都府を事例として」『障害史研究』第4号, 2023年3月, 13-30 頁

【参考 HP】

独立行政法人労働政策研究・研修機構 HP

<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0404.html>